

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「雨乞いのまち鶴ヶ島」 みんなが活躍できるまち創生プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

鶴ヶ島市

3 地域再生計画の区域

鶴ヶ島市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(1) 地勢

鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央、都心から直線で約45km圏にあり、市の面積は17.65km²で、周囲を川越市、坂戸市、日高市と接している。また、荒川の支流である入間川と高麗川に囲まれた入間台地の北部先端上にあり、地形はほぼ平坦である。

広域的な幹線道路としては、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道が交差し、それぞれにインターチェンジを有する交通の要衝であり、首都圏中央連絡自動車道の延伸によって利便性はますます向上しつつある。

鉄道としては、東武東上線が市の北部、東武越生線が市の西部外周部を走っており、駅としては鶴ヶ島駅、若葉駅、一本松駅の3駅を有し、都心と結ばれている。さらに、東武東上線は東京メトロ有楽町線や東急東横線などとの相互乗り入れを行っており、都心を抜けて横浜方面まで直接行けるといった恵まれた立地にある。

(2) 人口

鶴ヶ島市の人口は、昭和41年の町制施行から、平成3年の市制施行までの25年間に、9,583人から63,064人と7倍近くまで増加した。特に、昭和55年から60年にかけては、東京のベッドタウンとして郊外化が進んだことにより、いわゆる団塊の世代を中心に多くの人々が転入し、全国でも有数の人口増加を経験した。近年においては、約7万人でほぼ横ばいで推移していたが、総人口は、平成25年の70,198人をピークに減少傾向にある。

また、当市では、団塊の世代が多いことから、高齢化率も平成27年の24.1%から、平成37年には30.7%に達すると見込まれており、全国でも例のないほど急速に高齢化が進行していくものと考えられる。一方、当市の近隣には多くの大学が存在するが、都心へ

鶴ヶ島市の位置



のアクセスの良さなどから、大学の卒業などを契機として若い世代の転出が多くなっており、人口構成の是正が大きな課題となっている。

(3) 地域資源

鶴ヶ島市の地域資源のなかでも、その筆頭として挙げられるのが、国選択無形民俗文化財に指定された市を代表する伝統行事「脚折雨乞」である。その起源は古く江戸時代にまで遡るが、行事は都市化の影響によって昭和 39 年に一時途絶えてしまう。その後、「脚折雨乞」の持つ地域の一体感を再認識した地域住民の手によって昭和 51 年に行事が復活され、現在は 4 年に一度、夏季五輪の年に開催されている。

長さ 36m、重さ 3 t にもなる龍神を 300 人の男手が担ぎ、市内を練り歩く様子は圧巻で、また、材料となる麦わらの栽培から龍神の制作まで、全て新旧住民が一体となって行っており、平成 25 年には、人々の絆を育み、郷土意識を醸成する行事として高く評価され、一般財団法人地域活性化センター主催の「ふるさとイベント大賞」で最高賞となる大賞（総務大臣表彰）を受賞するなど全国的にも知名度が向上しており、今後のまちづくりへの活用が期待されている。



市の伝統行事「脚折雨乞」

4-2 地域の課題と今後の取組

鶴ヶ島市では、「第 5 次鶴ヶ島市総合計画」及び「鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の人口と将来を展望したうえで、雇用の創出や豊かで安心して暮らせる地域づくりを一体的に推進していくための施策を展開している。

当市では、急速に進む高齢化と人口減少への対応が喫緊の課題となっており、「元気なまち鶴ヶ島」を将来にわたって維持していくためには、地域資源を最大限に活用して市の魅力を創出し、生産年齢人口を中心とした若い世代の転入・定住につなげていくことが重要である。

このため、地域資源である「脚折雨乞」を今後のまちづくりのテーマとして位置づけ、「雨乞いのまち鶴ヶ島」という市のブランドイメージの形成と効果的なシティプロモーション

ションによって、市内への新たな人の流れを創出する。また、行事を通じた新旧住民の融合と地域の一体化、起業・創業支援をはじめとした地域での仕事づくりなど、各分野の取組を有機的に連携することによって地域でみんなが活躍できる環境を整備し、職住接近による安心して暮らせる地域づくりを推進していく。

4-3 計画の目標

鶴ヶ島市では、地域資源である市の伝統行事「脚折雨乞」を活用したまちづくりを市民が一丸となって推進していくため、平成27年度に、地域住民・雨乞行事保存会・企業・NPO・大学などの協働により『雨乞いのまち鶴ヶ島活性化ビジョン』を策定した。

平成28年は4年に一度の「脚折雨乞」開催年にあたり、また、今回は、2020年の東京五輪開催時期と重なることから、これを契機として、「雨乞いのまち鶴ヶ島」という市のブランドイメージを形成し、効果的なシティプロモーションによって人の流れをつくり、若い世代を中心とした転入・定住を促進する。

また、行事の開催を通じた郷土意識の醸成と新旧住民の融合、起業・創業支援をはじめとした地域の仕事づくりなどによって地域の活性化を図り、みんなが活躍できるまち鶴ヶ島を目指していく。

本計画に位置付けた取組による成果を測る指標として、次のとおり、数値目標を設定する。

【数値目標】

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	3か年合計
〔目標1〕 社会増減（転入数－転出数）による増加人数	22人	20人	30人	72人
〔目標2〕 起業・創業支援により新たに起業した人数	10人	10人	10人	30人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

(1) 「脚折雨乞」を活用したシティプロモーションと転入・定住の促進

平成28年8月7日に行われる市の伝統行事「脚折雨乞」の実施に向けて、フォーリン・プレス・センターや各メディアを通じた広報活動、都内ターミナル駅でのPR活動等により「脚折雨乞」の魅力を発信し、鶴ヶ島の知名度の向上を図る。

また、市民が自ら集めた鶴ヶ島の歴史・文化や四季折々の風景、地域の情報などをもとにシティプロモーション動画を作成し、鶴ヶ島市の人や自然、文化などの魅力を市内外に向けて効果的に発信することによって、市内への転入・定住を促進する。

(2) 行事の開催を通じた地域の一体化と郷土意識の醸成

「脚折雨乞」をはじめとした行事の開催を通して、新旧住民の融合による地域が一体となったまちづくりを推進し、市民の郷土意識を醸成する。

4年に一度の「脚折雨乞」開催時はもとより、雨乞行事の開催のない年にも関連行事を実施することにより、行事の企画から運営まで、市民が相互に協力して実現する過程を通して、地域の絆づくりや新旧住民の融合、郷土意識の醸成を図るとともに、行事に参加した市民がまちづくりの意義や重要性を再認識し、今後のまちづくりの主体として活躍できるようにする。

あわせて、地域の特産品や雨乞関連商品の展示・販売などを行うことにより、市内外から多くの人を呼び込み、郷土鶴ヶ島の魅力や良さを積極的にPRするとともに、市民間交流を促進して地域の元気を創出する。

(3) 地域での仕事づくりと地域の活性化

地方創生加速化交付金を活用した事業を継承・発展し、地域における仕事づくりを推進する。若い世代が地元鶴ヶ島に留まって仕事をし、地域で活躍できるようにするため、空き店舗を活用した大学生によるチャレンジショップを開設するなど、地域における起業・創業に向けた相談に加え、起業後における経営の安定化及びステップアップを支援する。

また、市商工会や金融機関などと連携し、「脚折雨乞」にちなんだ新たな関連商品や鶴ヶ島ブランドとなる特産品の企画・開発・商品化等を支援することにより、脚折雨乞を活用した地域経済の活性化を図る。

(4) 企業誘致の推進と地域における雇用創出

本市が埼玉県と連動して取り組んでいる埼玉県農業大学校跡地を活用した企業誘致によって新たな雇用創出を推進するとともに、隣接する樹林地や水辺、運動公園の整備を一体的に進めることにより、地域の魅力向上を図る。

また、市内への優良企業の誘致に努め、市内で事業所の新設等を行う企業及びその従業員に対して必要な奨励措置を講ずることにより企業の進出を促すとともに、市民の雇用機会の拡大と定住の促進を図る。

(5) 地域活動の促進と市民が活躍できる環境の整備

市内に6か所ある市民センターなどを活動拠点として、市民が地域活動団体や事業者などと協働して地域課題の解決に取り組む「地域支え合い協議会」の設立を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせる支えあいの仕組みづくりを進める。

急速に進む高齢化によって利用者が増加しつつある市内公共交通「つるバス・つるワゴン」の運行を充実することにより、市民の移動手段の確保と公共公益施設等へのアクセス向上を図るとともに、交通手段を持たない方であっても、地域で生涯にわたって活

躍できる環境を整備する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

(1) 実施主体

鶴ヶ島市

(2) 交付対象事業の名称及び内容

名称：「雨乞いのまち鶴ヶ島」 みんなが活躍できるまち推進事業

内容：市の伝統行事「脚折雨乞」を活用したまちづくりを市民一丸となって推進することにより「雨乞いのまち鶴ヶ島」という市のブランドイメージを形成し、効果的なシティプロモーションによって若い世代の転入・定住を促進する。

また、郷土意識の醸成と新旧住民の融合、地域産業の振興などによって地域の活性化を図り、みんなが活躍できるまちを目指す。

(3) 当該事業が先導的であると認められる理由

本事業は、これまで、市をPRして地域に人を呼び込む素材の少なかった鶴ヶ島市が、2020年の東京五輪開催という好機を生かし、地域資源の中でも最も特色があり、知名度の高い「脚折雨乞」を活用して、鶴ヶ島の将来につながるまちづくりを市民が一丸となって推進していくものである。

新たに掲げた「雨乞いのまち鶴ヶ島」という市民共通のまちづくりテーマのもとで、本計画に基づく施策を積極的かつ横断的に展開していくことによって地域の活性化を図り、みんなが活躍できるまちを創造していくものであり、これまでにない新たな取組として、鶴ヶ島市の将来を展望した地域創生を実現するものである。

〔官民協働〕

『雨乞いのまち鶴ヶ島活性化ビジョン』の策定メンバーを中心に、雨乞行事保存会をはじめ、市商工会、事業者、金融機関、NPO、大学及び行政が参画して事業推進主体となる（仮称）雨乞いのまち鶴ヶ島創造委員会を組織する。各団体がそれぞれの得意分野で強みを活かしながら主体的に取り組むことによって、企画・運営から進捗管理まで幅広い分野からの意見を集約し、それぞれの強みを活かした事業展開が可能となる。

〔政策間連携〕

市の総合計画及び総合戦略に基づき、効果的なシティプロモーション、観光振興による交流人口の増、産業の振興と仕事づくり、郷土意識の醸成と国際化への対応など、政策間の連携を強く意識した事業展開を図っていく。また、伝統行事「脚折

雨乞」について、将来を見すえたプロジェクトとして事業を展開し、市内への転入・定住と地域の活性化につなげていく。

〔自立性〕

（仮称）雨乞いのまち鶴ヶ島創造委員会をはじめ、関係団体、行政は、連携・協力して新たな商品開発や販路拡大などを支援することにより、本プロジェクトの成果として、商工業者、農業者、起業家など多くの参加者が経済的な恩恵を享受できる仕組みを創出し、事業としての自走を目指していく。

（４）重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

①社会増減（転入数－転出数）による増加人数 ※実数値

- ・目標値（平成 31 年 3 月） 72 人（実数：50 人の転入超過）
- ・現状値（平成 28 年 3 月） 0 人（実数：22 人の転出超過）

平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
22 人転出超過	± 0 人	20 人転入超過	50 人転入超過

②起業・創業支援により新たに起業した人数 ※実数値

- ・目標値（平成 31 年 3 月） 30 人
- ・現状値（平成 28 年 3 月） 0 人

平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
0 人	10 人	20 人	30 人

（５）評価の方法、時期及び体制

①外部組織による検証

鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生推進審議会において、取組ごとに K P I に基づき進捗状況を分析したうえで、事業効果等を検証する。

〔実施時期〕 毎年 6 月頃

〔委員構成〕 第 1 次産業（農業）、第 2 次産業（製造業）、第 3 次産業（サービス業）、金融機関（都市銀行及び地方銀行）、大学関係者、市民代表

②議会による検証

外部組織による検証結果をふまえ、鶴ヶ島市議会において検証を行う。

〔実施時期〕 毎年 9 月頃

〔実施体制〕 鶴ヶ島市議会議員（全員）

（６）交付対象事業に要する費用

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 53,007 千円

(7) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 企業立地雇用等促進奨励事業

事業概要：市内への優良企業の誘致に努め、市内で事業所の新設等を行う企業及びその従業員に対して必要な奨励措置を講ずることにより企業の進出を促すとともに、市民の雇用機会の拡大と定住の促進を図る。

実施主体：鶴ヶ島市

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

(2) 農業大学校用地活用事業

事業概要：埼玉県と連動して、埼玉県農業大学校跡地（約 40ha）を活用した企業誘致によって新たな雇用創出を推進するとともに、隣接する樹林地や水辺、運動公園の整備を一体的に進めることにより、地域の魅力向上を図る。

実施主体：鶴ヶ島市

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

(3) 地域支え合い推進事業

事業概要：自治会をはじめ、地域住民、地域の活動団体などを構成員とした「地域支え合い協議会」の設立を支援し、地域の課題を地域で解決していくために、地域住民が主体的に取り組む地域活動を促進する。

実施主体：鶴ヶ島市

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

(4) 市内公共交通運行事業

事業概要：高齢者、障害者、交通手段を持たない方など、いわゆる交通弱者の移動手段の確保と拠点性の高い公共公益施設への利便性向上を図るため、市内公共交通「つるバス・つるワゴン」を運行する。なお、平成 28 年 6 月からは、隣接する坂戸市と広域連携による相互利用を開始している。

実施主体：鶴ヶ島市

事業期間：平成 28 年度～平成 30 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

本計画に掲げた目標の達成状況については、鶴ヶ島市が年度ごとに各指標の集計を行い、鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生推進審議会において評価・検証を行う。

また、審議会における検証結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて改善等が必要な場合は、計画の見直し及び変更を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期および評価を行う内容

評価の時期については、各年度終了後、毎年 7 月頃に実施することとし、評価を行う内容は、次の表のとおりとする。

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	3 か年合計
〔目標 1〕 社会増減（転入数－転出数）による増加人数	22 人	20 人	30 人	72 人
〔目標 2〕 起業・創業支援により新たに起業した人数	10 人	10 人	10 人	30 人

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

外部組織による検証結果を踏まえ、鶴ヶ島市議会において検証を行った後、市ホームページを通じて速やかに公表する。